

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品（以下「推奨品」という。）の販路を拡大し、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の普及啓発を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、前年度に佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第2条第1項の規定による選定を受けた者とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率（補助金額）)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、推奨品の販路拡大にかかる経費のうち別表のとおりとする。

2 前項の補助対象経費については、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

3 第1項の補助対象経費は、補助金交付申請書に計上され、かつ、交付決定を受けた日から補助金の交付に係る会計年度終了日までには支出を完了するものでなくてはならない。ただし、出展小間料等で見本市等の開催時期や主催者側の都合上、交付決定日前にやむを得ず支出した経費については、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(事業の着手時期)

第5条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項のただし書により補助金を受けようとする交付申請書は、前条第1項の規定により提出する交付申請書に事前着手理由を記載するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助対象経費間の30%以内の配分の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号佐賀県農林水産商工本部長通知）のとおり県内企業と契約するように努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第4号の規定により、補助事業を中止し、又は廃止する場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日間とする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第2条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 知事は、前2項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日（補助金が全額概算払されたときは、翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払で交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(成果報告)

第12条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業実施後の成果について報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象経費 | | 補助率（補助金額） |
|--------------|-----|---|
| 経費区分 | 内容 | |
| ①出展経費 | 謝 金 | 専門家謝金 |
| | 旅 費 | 専門家旅費、職員旅費 |
| | 事業費 | 会場借料（出展料を含む）、会場設備費、印刷製本費、通信運搬費、調査研究費、消耗品費、雑役務費（アルバイト料を含む）、保険料、借損料 |
| | 委託費 | 見本市等出展事業の一部を委託する経費 |
| | その他 | 知事が特に必要と認める経費 |
| ②表彰制度 応募費 | 旅 費 | 職員旅費（審査会、表彰式） |
| | 事業費 | エントリー費用、輸送費、広告宣伝費、印刷製本費 |
| | その他 | 知事が特に必要と認める経費 |
| ③広報PR 経費 | 旅費 | 職員旅費（委託業者との打ち合わせ） |
| | 事業費 | 広告宣伝費、印刷製本費、パンフレット等作成費、通信運搬費 |
| | 委託費 | 広報PR事業の一部を委託する経費 |
| | その他 | 知事が特に必要と認める経費 |

2分の1以内（ただし、150千円を限度とする。）

注1)「職員旅費」については、主催者との打ち合わせ、会場準備や受付等に係る職員の旅費は補助対象とするが、商談に当たる職員の旅費は補助対象外とする。

注2) 長期間の使用又は保存に耐えられる展示什器などの備品購入費は対象外とする。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (名称)

代表者氏名

印

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金交付申請書

平成 年度において、佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業を実施したいので、佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助事業の目的及び内容

別紙 補助事業実施計画書のとおり

※申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□に✓を記入してください。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の制約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この申請書に記載された個人情報は、当該事業の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。
(<https://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>)

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

佐賀県ユニバーサル社会推進監 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

別紙

補助事業実施計画書

1 事業名（計画名）

※ 事業の内容を表現するような適切な名称を記入すること

2 申請者の概要

- (1) 申請者の名称
- (2) 代表者の役職・氏名
- (3) 所在地
- (4) 電話番号
- (5) F A X 番号
- (6) H P アドレス
- (7) e-mail アドレス

3 事業の内容

- (1) 事業を実施する理由（事業の目的、背景、必要性など）
- (2) 事業の実施内容（見本市等や表彰の概要、広報計画など）
- (3) 事業の実施期間
開始予定日：平成 年 月 日
完了予定日：平成 年 月 日
- (4) 期待される効果・目標

4 経費及び資金計画

別添のとおり

5 事前着手理由（交付決定前に事前着手する場合）

- (1) 事前着手（予定）日
- (2) 事前着手する必要がある理由
- (3) 事前着手に必要な経費

※ 経費の内容、積算、支払額、支払日等具体的な内容がわかる資料を添付すること

注) 交付決定前に事業に着手することは原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由を記載した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助申請が採択されない場合又は補助申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。

別添

経費及び資金計画

(1)収入の部

| 経費区分 | 金額 | 内訳 | 備考 |
|------|----|----|-------------------------------|
| 補助金 | | | 佐賀県ユニバーサルデザイン 推奨品販路拡大支援補助金 |
| 自己資金 | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

(2)支出の部

| 経費区分 | 内容 | 積算内訳 | 補助事業に 要する経費 | 補助対象 経費 | 左の区分 | |
|---------|-----|------|----------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | | 自己資金 その他 | 県補助金 申請額 |
| 出展経費 | 事業費 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 小計 | | 0 | 0 | |
| 表彰制度応募費 | 事業費 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 小計 | | 0 | 0 | |
| 広報PR経費 | 事業費 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 小計 | | 0 | 0 | |
| | 合計 | | 0 | 0 | 0 | 0 |

注)他の機関の補助事業に該当する経費は除く。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者氏名 印

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった平成 年度佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業について、下記理由により事業の内容又は経費の配分を変更し、【金 円の追加交付(減額承認)を受け】たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の内容及びその理由

(注)

- 1 金額に変更のない承認申請の場合は、【 】の部分は消去すること。
- 2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と、変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。
- 3 変更内容等については別葉に記載し添付してもよい。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者氏名 印

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった平成 年度佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業について、下記理由により事業を中止 (廃止) したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

中止 (廃止) の内容及びその理由

(注) 詳細については別葉に記載し添付してもよい。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者氏名 印

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった平成 年
度佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業が完了したので、佐賀県補助金
等交付規則及び佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金交付要
綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告書 (別紙1)
- 2 収支決算 (見込) 書 (別紙2)

別紙1

実績報告書

- 1 事業名（計画名）

- 2 補助事業者の概要
 - （1）補助事業者の名称
 - （2）代表者の役職・氏名
 - （3）所在地
 - （4）電話番号（連絡先）

- 3 事業の内容
 - （1）事業の実施内容
 - （2）実績及び効果
（見本市の来場者数、広報内容及びその効果、課題、今後の展開など）
 - （3）事業の実施期間
開始日：平成 年 月 日
完了日：平成 年 月 日

（注）事業に係る資料や写真を貼付して詳しく記載すること

別添2

収支決算(見込)書

| 経費区分 | 内訳 | 金額 | 備考 |
|------|----|----|---------------------------|
| 補助金 | | | 佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援補助金 |
| 自己資金 | | | |
| 合計 | | 0 | |

| 経費区分 | 内容 | 積算内訳 | 補助事業に 要する経費 | 実績 | 左の負担区分 | | |
|---------|-----|------|----------------|----|--------|------|--|
| | | | | | 県補助金 | 自己資金 | |
| 出展経費 | 謝金 | | | | | | |
| | 旅費 | | | | | | |
| | 事業費 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 小計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 表彰制度応募費 | 事業費 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 小計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 広報PR経費 | 事業費 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 小計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(様式第5号 概算払用)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者氏名 印

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

内 訳
交付決定額 金 円
交付済額 金 円
今回請求額 金 円
残 額 金 円

| | | | |
|----------------|---------|------|----|
| 振込銀行名 | 銀行 | | 支店 |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| 【フリガナ】 口座名義 | 【 】 | | |

(様式第5号 精算払用)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
代表者氏名 印

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった平成 年度佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品販路拡大支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

〔 内 訳 〕
確定補助金額 金 円
交付済額 金 円
今回請求額 金 円
残 額 金 円

() は補助金の一部概算払を受けた場合に記入する。

| | | | |
|----------------|---------|------|----|
| 振込銀行名 | 銀行 | | 支店 |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| 【フリガナ】 口座名義 | 【 】 | | |